

## 療育医療の給付に要する費用の徴収実施要領

### 第1 徴収月額の決定

児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第8号）第17条の規定により本人又は扶養義務者から徴収する額は、第3に規定する世帯階層区分に応じて月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表に定める徴収基準月額（以下「徴収基準月額」という。）とする。ただし、その額は、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた額を超えてはならない。

### 第2 徴収月額の決定の特例

- 1 第3の4の(2)に規定するA階層以外の階層に属する世帯において2人以上の児童が、同時に別表の「徴収基準額表」の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額による算定額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。
- 2 入院期間が1か月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、次式のとおり日割計算によって決定する。この場合において、10円未満の端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

$$\text{徴収（加算）基準月額} \quad \times \quad \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}} \quad \left(10\text{円未満切捨て}\right)$$

- 3 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につきこの実施要領に定める扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 第3 世帯階層区分の認定

#### 1 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びこれ以外の者で現に児童を扶養している者のうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものとする。

#### 2 認定の基礎となる用語の定義

- (1) 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいい、夫婦と児童

が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

(2) 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（原則として18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は除くものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして扶養の義務を負わせた者をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは扶養義務者としての取扱いをしないものとする。

(3) 「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減税、徴収猶予等に関する法律の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（所得税額の計算にあたっては、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び附則第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）並びに生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。

所得税については、前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。）の有無、生活保護については、申請時において、生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

なお、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあつては26万円を、イに該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあつては27万円を、イに該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（イに掲げる者を除く。）

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

- (5) 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

### 3 認定の確認方法

- (1) 扶養義務者、児童の属する世帯の構成、世帯外扶養義務者等については、申請書に添付する児童福祉法施行細則別記様式第3号による世帯調書（以下「世帯調書」という。）によって把握するものとする。

なお、必要な場合は、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員の意見を聴く等により確認するものとする。

- (2) 所得税額等については、世帯調書の所得税額等の記載及びそれを証明する関係書類によって判定するものとする。

### 4 認定方法

世帯階層の認定は、扶養義務者について判定された階層区分に基づき行うものとする。

- (1) 扶養義務者の階層区分の判定

扶養義務者（世帯外扶養義務者を含む。以下第3の4及び5において同じ。）のすべてについて、次により、階層区分の判定を行う。

ア 生活保護法による被保護者（生活扶助、医療扶助等の扶助を単給又は併給として受けている者をいう。）及び支援給付の受給者は、A階層（以下「a」という。）として判定する。

イ aとして判定される場合を除いて、当該年度において市町村民税非課税の者はB階層（以下「b」という。）として判定する。ただし、当該年度の市町村民税課税関係が判明していないため、前年度の市町村民税によるときは、前年度の市町村民税が非課税であっても、前年分所得税が課税されている場合は、D階層（以下「d」という。）として判定する。

ウ a又はbとして判定される場合を除いて、前年分所得税が課税されていない者は、C階層（以下「c」という。）として判定する。

エ a又はbとして判定される場合を除いて、前年分所得税が課税されている者は、dとして判定する。

## (2) 世帯の階層区分の認定

児童の扶養義務者の階層区分を児童の属する世帯の階層区分とする。ただし、2つ以上の異なる階層の扶養義務者がいる場合は、次の例により認定する。

aとして判定された者が1人以上いる場合はA階層として認定し、aとして判定された者がいない場合でdとして判定された者が1人以上いるときはD階層として認定し、a又はdとして判定された者がいない場合でcとして判定された者が1人以上いるときはC階層として認定する。

## 5 世帯階層の細区分

世帯階層が、C階層及びD階層である場合は、次により世帯階層の細区分を行い、細区分された階層を児童の属する世帯の階層とする。

(1) C階層については、cとして判定された扶養義務者の市町村民税課税状況（均等割のみか、所得割も課せられているかの状況）により、次のとおりC<sub>1</sub>階層又はC<sub>2</sub>階層に細区分を行う。ただし、cとして判定された扶養義務者が2人以上いて、それぞれC<sub>1</sub>階層及びC<sub>2</sub>階層に細区分される場合、C<sub>2</sub>階層として認定する。

ア cとして判定された扶養義務者の市町村民税が、均等割のみ課税されている場合

・・・・・・・・・・ C<sub>1</sub>階層

イ cとして判定された扶養義務者の市町村民税が、均等割及び所得割を課税されている場合

・・・・・・・・・・ C<sub>2</sub>階層

(2) D階層については、dとして判定された扶養義務者の所得税額に応じて別表のとおり細区分を行うものとする。この場合において、所得税を課せられている扶養義務者が、児童の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の所得税額を合算した額をもって、その世帯の所得税額とする。

## 6 再認定

療育医療給付の給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の所得税額等に変動が生じた場合は、次のとおり再認定を行うものとする。再認定を行った場合には、別記様式第1号により申請者に通知するものとする。

- (1) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の申出を待つて行うものとし、変動が生じた場合については、変動が生じた日の属する月の翌月から適用するものとする。
- (2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については、各月の初日に行うものとし、B階層、C階層及びD階層については、毎年7月1日を起点として見直しを行うものとする。
- (3) 所得税額については、1月から6月までの間は、既に前年の課税額が確定している場合であっても、前々年の課税額でよいこととする。
- (4) 市町村民税にかかる当該年度の課税額の適用時期は、7月1日から翌年の6月30日までとする。

## 第4 徴収

徴収は、原則として児童の属する世帯の扶養義務者に対して行い、その世帯に扶養義務者がいない場合のみ世帯外扶養義務者に対して行うものとする。

徴収月額は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号。以下「財務規則」という。）に従い、納入通知書を発行し、これを徴収するものとする。この場合において、当該児童の扶養義務者に対し、当該医療の給付に要した費用額も併せて通知する。

## 第5 実施の時期等

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。  
（被保護世帯等に関する特例）
- 2 平成25年7月31日において現に生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下この項において「被保護世帯等」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

- 3 平成26年3月31日において現に生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下この項において「被保護世帯等」という。）であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 4 平成27年3月31日において現に生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下この項において「被保護世帯等」という。）であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。
- 5 令和元年9月30日において現に生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（以下この項において「被保護世帯等」という。）であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も被保護世帯等であった世帯に係る別表2の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間は、当該世帯を被保護世帯等とみなす。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は公布の日から施行する。

2 療育医療の給付に係る負担金の算定方法に関する改正については平成26年4月1日から、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名の改正による改正については、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

療育医療自己負担額変更通知書

療育医療にかかる自己負担額を下記のとおり変更しましたので通知します。

記

受給者番号	受療者氏名	変更後		変更前	
		階層区分	自己負担額 (円) 入院	階層区分	自己負担額 (円) 入院

適用 年 月 日 から

変更理由



別 表

徴 収 基 準 額 表

階 層 区 分	世 帯 の 階 層 ( 細 ) 区 分			療 育 の 給 付	
				徴 収 基 準 月 額	加 算 基 準 月 額
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 円	0 円
B 階層	市町村民税非課税世帯			2,200 円	220 円
C 階層	所得税非課税世帯であって市町村民税の均等割、所得割による区分	市町村民税の均等割のみ課税世帯	C1 階層	4,500 円	450 円
		市町村民税の所得割課税世帯	C2 階層	5,800 円	580 円
D 階層	所得税課税世帯の所得税による区分	所得税の年額			
		2,400 円以下	D1 階層	6,900 円	690 円
		2,401 ～ 4,800 円	D2 階層	7,600 円	760 円
		4,801 ～ 8,400 円	D3 階層	8,500 円	850 円
		8,401 ～ 12,000 円	D4 階層	9,400 円	940 円
		12,001 ～ 16,200 円	D5 階層	11,000 円	1,100 円
		16,201 ～ 21,000 円	D6 階層	12,500 円	1,250 円
		21,001 ～ 46,200 円	D7 階層	16,200 円	1,620 円
		46,201 ～ 60,000 円	D8 階層	18,700 円	1,870 円
		60,001 ～ 78,000 円	D9 階層	23,100 円	2,310 円
		78,001 ～ 100,500 円	D10 階層	27,500 円	2,750 円
		100,501 ～ 190,000 円	D11 階層	35,700 円	3,570 円
		190,001 ～ 299,500 円	D12 階層	44,000 円	4,400 円
		299,501 ～ 831,900 円	D13 階層	52,300 円	5,230 円
		831,901 ～ 1,467,000 円	D14 階層	80,700 円	8,070 円
		1,467,001 ～ 1,632,000 円	D15 階層	85,000 円	8,500 円
		1,632,001 ～ 2,302,900 円	D16 階層	102,900 円	10,290 円
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D17 階層	122,500 円	12,250 円
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D18 階層	143,800 円	14,380 円
4,173,001 円以上	D19 階層	全額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が 17,120円に満たない場 合は17,120円		
備 考	<p>1 徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市長が徴収する額は、市長の支弁すべき額又は費用総額から、医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額をこえないものであること。</p> <p>2 徴収金基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取り扱いをして差し支えないものとする。</p>				